

宮城県私立高等学校等専攻科奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1 県は、全ての意思のある生徒等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るため、私立の高等学校等専攻科に在学する専攻科生徒がいる低中所得世帯に対し、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定「以下、専攻科国交付要綱」という。）の規定に基づき、宮城県私立高等学校等専攻科奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち私立のもの
- (2) 生徒（新制度） 専攻科国交付要綱別表1（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する高等学校等専攻科の生徒（特別支援学校の専攻科に通う生徒を除く。）をいう。
- (3) 生徒（旧制度） 専攻科国交付要綱別表2（高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する高等学校等専攻科の生徒をいう。
- (4) 生計維持者 生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）をいう。
 - ア 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - イ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - ウ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - エ ア、イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- (5) 認定基準日 当該年度の7月1日（第4第2項又は第13第3項の場合において、災害等が発生した日又は家計が急変した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日又は家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、学則その他当該高等学校等専攻科の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等専攻科に入学する者については、その入学の日をいう。
- (6) 扶養する子等が3人以上いる世帯 市町村民税に係る生計維持者に生計を維持されている子等が3人以上であり、かつ生徒が当該生計維持者に扶養されている子等に該当する世帯をいう。なお、子等とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者との続柄が子であるもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものとする。また、特定親族については、市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。市町村民税の扶養親族又は特定親族に反映されない者であっても、生計維持者に新たに生まれた子等（市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など）も、子等に含める。
- (7) 所得割合算額 生計維持者等全員の認定基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額をいう。
- (8) 世帯区分1 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が非課税である世帯

- (9) 世帯区分 2 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が 1 0 5, 5 0 0 円未満である世帯（世帯区分 1 を除く。）をいう。
- (10) 世帯区分 3 認定基準日の属する年度分の所得割合算額が 2 6 4, 5 0 0 円未満である世帯であり、扶養する子等が 3 人以上いる世帯（世帯区分 1 及び世帯区分 2 を除く）をいう。

（給付金の対象者）

第 3 給付金は、認定基準日において私立の高等学校等専攻科に在学している生徒（以下「専攻科生徒」という。）の生計維持者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 認定基準日において宮城県内に住所を有していること。
- (2) 認定基準日において生計維持者全員の所得割合算額が、世帯区分 1、世帯区分 2、世帯区分 3 のいずれかに該当する者又は家計急変による経済的理由により対象区分に相当すると認められること

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、専攻科生徒又はその生計維持者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。

- (1) 専攻科生徒が児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による措置に要する費用の支弁対象であり、当該専攻科生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒に係るものを除く。）が支弁されている場合
- (2) 専攻科生徒が認定基準日において休学している場合（知事が別に定める場合を除く。）

（給付金の額）

第 4 給付金は、下記に定めるところによる。

(1) 生徒（新制度）の世帯への給付額

世帯区分	生徒 1 人あたりの給付支給額
世帯区分 1	年額 52, 100 円
世帯区分 2	年額 17, 370 円
世帯区分 3	年額 13, 030 円

(2) 生徒（旧制度）の世帯への給付額

世帯区分	生徒 1 人あたりの給付支給額
世帯区分 1	年額 52, 100 円
世帯区分 2	年額 10, 420 円
世帯区分 3	年額 10, 420 円

2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、前項に定める額に、当該専攻科生徒が次の各号の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定める金額を加算することができる。

(1) 生徒（新制度）の世帯への加算額

世帯区分	加算額
世帯区分 1	年額 81, 000 円
世帯区分 2	年額 27, 000 円
世帯区分 3	年額 20, 250 円

(2) 生徒（旧制度）の世帯への加算額

世帯区分	加算額
世帯区分 1	年額 81,000 円
世帯区分 2	年額 16,200 円
世帯区分 3	年額 16,200 円

3 認定基準日の翌日以降に専攻科生徒が休学し、又は退学した場合にあっても、給付金の返納は要しない。

（給付上限回数）

第5 給付金の給付の回数の上限（以下「給付上限回数」という。）は、専攻科生徒1人につき年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は、1回）とする。

（給付の申請）

第6 給付金の支給を受けようとする者は、それぞれ各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等専攻科に在籍している生徒のいる生計維持者にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の生計維持者については直接、知事に提出しなければならない。

(1) 宮城県内に設置されている高等学校等専攻科に在学している生徒等のいる生計維持者

- ア 宮城県私立高等学校等専攻科奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）
- イ 口座振込依頼書（様式第2号）
- ウ 生計維持者全員の所得割合算額が第2に定める世帯区分に該当することを証明する書類
- エ 扶養親族申告書（様式第3号）
- オ 生徒等の国籍又は在留資格が確認できる書類（知事が別に定めるものを除く。）
- カ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等専攻科等の証明書等）
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) 前号以外の専攻科生徒のいる生計維持者等

- ア 私立高等学校等専攻科奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）
- イ 口座振込依頼書（様式第2号）
- ウ 在学証明書（参考様式）
- エ 生計維持者等全員の所得割合算額が第2に定める世帯区分に該当することを証明する書類
- オ 扶養親族申告書（様式第3号）
- カ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等専攻科の証明書等）
- キ その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、家計急変による経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、前項に定める方法により提出するものとする。

- (1) 私立高等学校等専攻科奨学給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）
- (2) 口座振込依頼書（様式第2号）
- (3) 在学証明書（参考様式）
- (4) 家計急変の発生事由を証明する書類
- (5) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- (6) 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等専攻科の証明書等）

(7) その他知事が必要と認める書類

(給付の決定)

第7 知事は第6第1項及び第2項の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高等学校等専攻科奨学給付金支給決定通知書（様式第4号）により、支給しないことを決定したときは高等学校等専攻科奨学給付金不支給決定通知書（様式第5号）により、生計維持者に通知する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第8 専攻科生徒の生計維持者は、私立高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、給付金の受給を学校設置者又は学校長に委任（様式第6号）することができる。

(給付の決定の取消し)

第9 知事は、専攻科生徒の生計維持者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたと認めるときは、第7の規定による給付金の給付の決定を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る生計維持者に通知する。

(加算金及び延滞金)

第10 知事は、第9第1項の規定により支給の決定の取り消しを行い、給付金の返還を命じたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じた額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。

2 知事は、返還を命ぜられた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(家計急変世帯への支援)

第11 家計急変により生計維持者の収入が減少したことによって、第4第1項（1）又は（2）の表に定める世帯区分に相当すると認められる世帯に属する生徒については、第4第1項（1）又は（2）の表に定める世帯区分に属するものとみなして、この要綱の規定を適用するものとする。

2 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項（1）又は（2）の表に定める額の給付金を給付する。

3 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項（1）又は（2）の表に定める額に基づき、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することを基本として、別に定める額の給付金を給付する。

4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、前2項の金額に、第4第2項（1）又は（2）に定める額を加算することができる。

5 第6第2項の規定による申請（以下「家計急変世帯に係る申請」という。）があった場合は、申請時における最新の家計の状況を確認するものとする。

6 前各項の規定による給付額の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。